# インフォメーション

平成 26 年 2 月 1 日

## 税理士松丸会計事務所

\*経営者、資産家のための税務・会計・経営・金融ミニ情報!

Tel 04-7141-5039

国民年金保険料の「2年前納」が始まります! 平成26年4月から

#### 【国民年金の2年分の前納制度】…14,000円の割引!

平成26年4月から、2年度分の保険料を口座振替でまとめて納める2年前納が始まります。2年前納をすると、毎月納付する場合に比べ、2年間で14,000円程度の割引になります。(割引額は、平成25年度の保険料による推計です。2年前納の保険料額は平成26年2月下旬の告示により確定する予定です。)

#### 【前納のための手続き】

2年前納で納付するためには手続きが必要です。

「国民年金保険料口座振替納付(変更)申出書兼国民年金保険料口座振替依頼書」に必要事項を記入の上、預貯金口座を持っている金融機関(郵便局を含む)の窓口、または年金事務所(郵送可)へ提出します。申込期限は平成26年2月末日になります。

### 【税務上は全額所得控除】

所得税で国民年金保険料は、全額が「社会保険料控除」の対象となります。

国民年金保険料で本人が直接支払ったものについては、支払った保険料等の多少に関係なく、その保険料等を支払ったことの証明書類を保険料控除申告書に添付して提出又は提示する必要があります。

本人と生計を一にする親族が負担することになっている社会保険料を本人自身が支払った場合には、その支払った金額は、本人の社会保険料として控除できます。

本人が本年度中に支払ったものだけが控除の対象とされていますので、納付期日が到来して本年 度中に支払うべき保険料であっても現実に支払っていないものは含まれません。

また、翌年以後に納付期日が到来する保険料を一括して支払ったいわゆる前納保険料については、次の算式により計算した金額が本年度中に支払った社会保険料となります。

前納保険料総額×前納保険料に係る本年度中に到来する納付期日の回数/前納保険料に係る納付期日の総回数

・・・2年分を一括で控除はできません・・・期間按分が必要です。

ただし、前納の期間が1年以内のもの及び法令に一定期間の社会保険料等を前納することができる旨の規定がある場合における当該規定に基づき前納したものについては、本人がその前納保険料の全額を保険料控除申告書に記入して申告した場合には、その全額を本年に控除することができます。